

都市経営部「アドバイザー」活用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市経営部各所属が事務事業を推進するに際し、専門的立場からの助言や相談等を求めるために活用する「アドバイザー」について必要な事項を定めることを目的とする。

(アドバイザーの業務)

第 2 条 アドバイザーは、職員の求めに応じ、事務業務の遂行に必要な事項について専門的知見に基づく助言、情報等の提供及び相談(以下「助言等」という。)を行う。

(依頼)

第 3 条 アドバイザーは、前条の業務を遂行する能力を有すると認められる有識者の中からアドバイザーを活用する各所属長が選考し、依頼する。

2 前項の依頼にあたっては、各所属長は事前に総務担当課長と協議を行う。

(活用期間)

第 4 条 アドバイザーの活用期間は、原則 1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に関わらず、各所属長は当該アドバイザーの活用を中止することができる。

(1) 心身の故障等により、業務の遂行に支障があるとき。

(2) 業務の遂行状況が不良のとき。

(3) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。

(4) 前 3 号に規定するもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(謝礼)

第 5 条 市は、アドバイザーから助言等をうけた場合は、「講師等に係る謝礼金の取扱基準の設定について(総務部行政総務課)」に定める謝礼金を支払うものとする。

(秘密保持)

第 6 条 アドバイザーは、業務遂行上知り得た事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 アドバイザーに係る庶務は、アドバイザーを活用する各所属が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーについて必要な事項は、都市経営部長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。